

## 予定価格の事後公表の試行に係る事務取扱要領

2023年1月1日策定

2024年3月1日改正

(趣旨)

第1 この要領は、町田市が発注する工事において、予定価格の事後公表（入札実施後に予定価格を公表することをいう。）を試行するに当たり、対象工事、予定価格の公表時期、再度入札の方法その他必要な事項について定めるものとする。

(対象工事)

第2 第1に規定する試行の対象とする工事は、一般競争入札で発注する工事のうち、次の表に定めるとおりとする。

業種	予定価格
一般土木工事	1億7,000万円以上5億円未満
建築工事	5,000万円以上5億円未満
電気工事 給排水衛生工事 空調工事	5,000万円以上4億円未満

(予定価格の公表)

第3 入札により落札者が決定したときは、直ちに予定価格を公表するものとする。落札者又は入札者がなく入札が不調又は中止となったときも、同様とする。

(再度入札)

第4 開札の結果、予定価格及び最低制限価格の制限の範囲内の価格で有効な入札がなかった場合は、再度の入札を行う。ただし、全ての入札が無効又は最低制限価格未満であった場合は、この限りでない。

2 再度入札の回数は、1回とする。

3 再度入札の対象者は、当初の入札に参加した者のうち、次のいずれにも該当しない者とする。

(1) 当初の入札で無効の入札をした者

(2) 当初の入札で最低制限価格未満の入札をした者

4 再度入札を行うときは、対象者に対し、次の事項を通知するものとする。

(1) 再度入札の開札日時

(2) 再度入札の入札書の提出期限

(3) 予定価格

5 再度入札においては、工事費内訳書の提出は要しないものとする。

(入札が不調又は中止となった場合の措置)

第5 入札が不調又は中止となった場合において、再度の入札公告を行うときは、当該入札公告で予定価格を公表することができる。

(施行期日等)

- 第6 この要領は、2023年1月1日から施行し、同日以後に入札公告を行う工事に適用する。
- 2 この要領による試行の実施期間は、この要領の施行の日から2026年3月31日までとする。
- 3 町田市は、前項に規定する期間内において、この要領による試行の効果について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。